

## 議案第104号

### 栗山町介護保険条例の一部を改正する条例

栗山町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」に改める。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。